

**No. 51971\***

---

**Japan  
and  
Portugal**

**Convention between Japan and the Portuguese Republic for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion with respect to taxes on income (with protocol). Lisbon, 19 December 2011**

**Entry into force:** 28 July 2013, in accordance with article 28

**Authentic texts:** English, Japanese and Portuguese

**Registration with the Secretariat of the United Nations:** Japan, 18 June 2014

*\*No UNTS volume number has yet been determined for this record. The Text(s) reproduced below, if attached, are the authentic texts of the agreement /action attachment as submitted for registration and publication to the Secretariat. For ease of reference they were sequentially paginated. Translations, if attached, are not final and are provided for information only.*

---

**Japon  
et  
Portugal**

**Convention entre le Japon et la République portugaise tendant à éviter la double imposition et à prévenir l'évasion fiscale en matière d'impôts sur le revenu (avec protocole). Lisbonne, 19 décembre 2011**

**Entrée en vigueur :** 28 juillet 2013, conformément à l'article 28

**Textes authentiques :** anglais, japonais et portugais

**Enregistrement auprès du Secrétariat des Nations Unies :** Japon, 18 juin 2014

*\*Aucun numéro de volume n'a encore été attribué à ce dossier. Les textes disponibles qui sont reproduits ci-dessous sont les textes originaux de l'accord ou de l'action tels que soumis pour enregistrement. Par souci de clarté, leurs pages ont été numérotées. Les traductions qui accompagnent ces textes ne sont pas définitives et sont fournies uniquement à titre d'information.*

二千十一年十二月十九日にリスボンで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

四宮信隆

ポルトガル共和国のために

パウロ・ヌンシオ

いずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、その事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われな  
い。

14 条約第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

いずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びその職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、条約第二十四条5の規定、この13の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則の

- (a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。
- (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
- (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
- (ii) それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができ、）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
- (iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及び